

# コジーケアプランセンター サービス内容

## ● 介護保険について

要介護者等の皆様の相談に応じて、ご希望や心身の状況にあった適切なサービスを利用できる介護サービス計画を作成し、各サービス事業者と連絡・調整を行います。

## ● 介護サービス計画（ケアプラン）作成について

### ■ 状態の把握

介護支援専門員（ケアマネジャー）が訪問し本人や家族に面接し、抱えている問題や解決すべき課題を分析します。

### ■ 計画原案の作成

介護専門支援専門員（ケアマネジャー）により在宅サービス事業者に関する情報が提供され、利用者が事業者を選びます。

### ■ 介護サービス計画の作成

サービスを受ける利用者の希望や心身の状態をよく考慮して、介護サービスの目標（1人で起き上がれるようになる等）と達成時期、サービスの種類・内容・利用量などを決めます。

## ● 介護サービスできる方

### ■ 第1号被保険者

すべて65歳以上の方で寝たきりや痴呆などで常に介護を必要とする状態が6ヶ月間続くと見込まれる方（要介護状態）

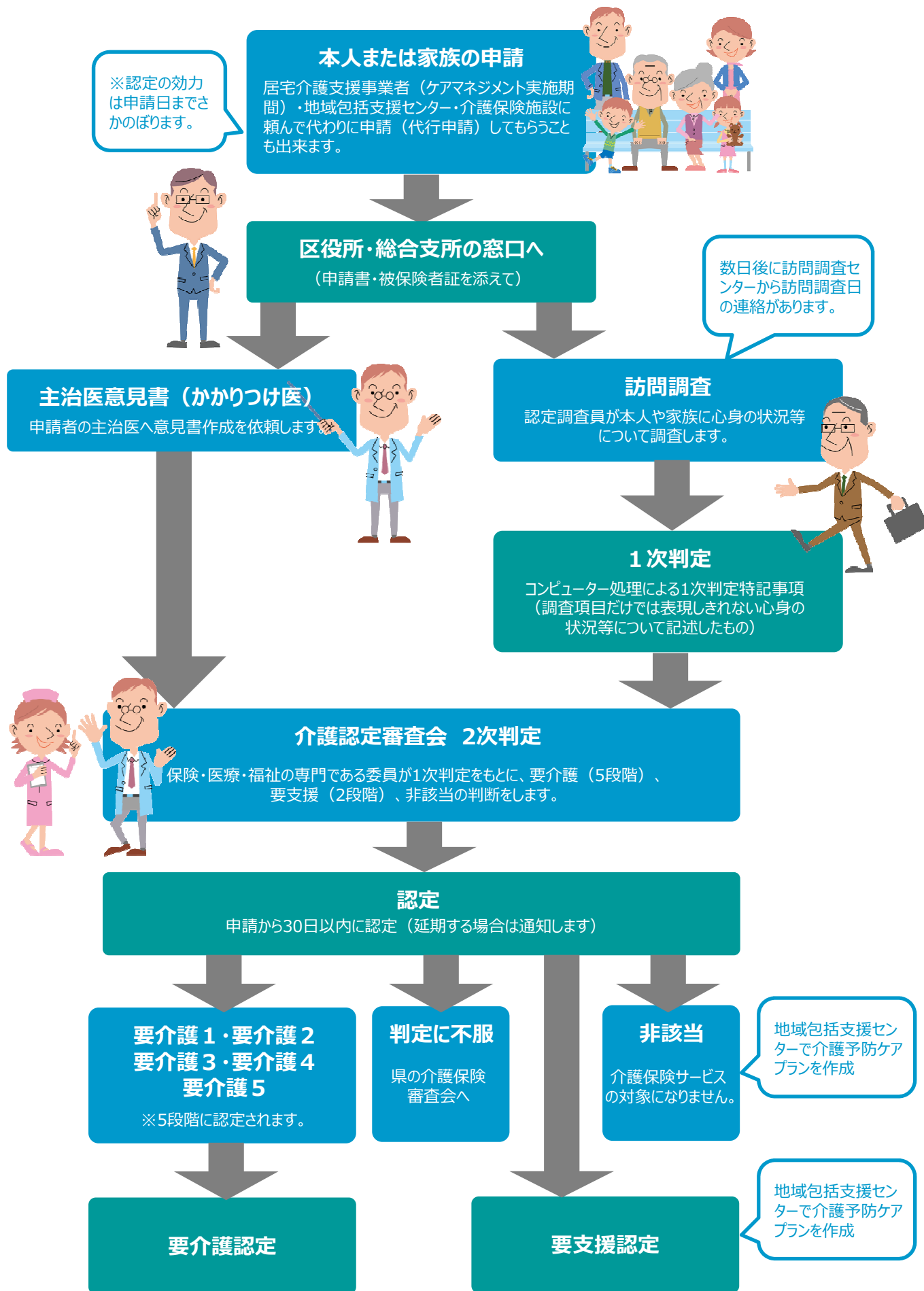
### ■ 第2号被保険者

40歳から64歳までの健康保険などの公的な医療保険に加入してる方

老化が原因とされる16種類の病気（特定疾病）により、要介護状態や要支援状態となった方。

- 1、がん末期
- 2、関節リウマチ
- 3、筋萎縮性側索硬化症
- 4、後縦靭帯骨化症
- 5、骨折を伴う骨粗鬆症
- 6、初老期における認知症
- 7、パーキンソン病関連疾患
- 8、脊髄小脳変性症
- 9、脊柱管狭窄症
- 10、早老症
- 11、多系統萎縮症
- 12、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 13、脳血管疾患
- 14、閉塞性動脈硬化症
- 15、慢性閉塞性肺疾患
- 16、両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

● 介護サービスを受けるための手続きについて



認定の結果に基づいて介護サービス計画（ケアプラン）を作成してサービス利用することができます。

■ 詳しくはこちらをクリック⇒[仙台市介護保険ホームページ](#)

## ●介護保険で受けれるサービス

### 【自宅で受けるサービス】

#### ■訪問介護

ご自宅へ訪問し、ホームヘルパーが 身体介護や生活援助を行います。

#### ■訪問入浴介護

移動入浴車が浴槽をおもちしてご自宅へ入浴の介助を行います。

#### ■訪問看護

医師の指示で看護師等がご自宅へ訪問し、必要な看護やアドバイスを行います。

#### ■訪問リハビリテーション

医師の指示で理学療法士や作業療法士が自宅へうかがい、リハビリテーションを行います。

#### ■居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士等がご自宅を訪問し療養上の管理や指導を行います。

### 【自宅で受けるサービス】

#### ■通所介護

デイサービスセンターなどで日帰りで入浴や食事、機能訓練などを受けられます。

#### ■通所リハビリテーション

老人保健施設や病院などで理学療法士や作業療法士、又は言語聴覚士によるリハビリなどを日帰りで受けられます。

#### ■短期入所生活介護、療養介護

一時的に自宅での介護ができない時などに特別養護老人ホームや老人保健施設などで短期間のお世話をします。

### 【地域密着型サービス】

住みなれた地域での生活を支える為のサービスです。

- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

### 【生活しやすくするサービス】

#### ■福祉用具の貸与

・車いす ・車いす付属品（クッション、電動補助装置など） ・特種寝台 ・特種寝台付属品（サイドレール、マットレスなど） ・床ずれ防止用具（エアーマットなど） ・体位変換機 ・手すり（据え置き型など工事を伴わないもの） ・スロープ（工事を伴わないもの） ・歩行器 ・歩行補助杖 ・認知症老人徘徊感知器 ・移動用リフト（つり具部分を除く。） ・自動排泄処理装置

## ● 介護保険で受けれるサービス

---

### 【生活しやすくするサービス】

#### ■ 福祉用具購入費の支給

以下の5種類は購入費の9割が支給されます。必ず事前に保険者へ相談する必要があります。

■ 腰掛け便座 ■ 特種尿器 ■ 入浴補助用具 ■ 簡易浴槽 ■ 移動用リフトのつり具

#### ■ 福祉用具購入費の支給

家庭内での安全や介護者の負担を軽減するために行う住宅改修で、以下の6種類は20万円を限度に費用が支給されます。必ず事前に保険者へ相談する必要があります。

■ 手すりの取り付け ■ 床材の変更等 ■ 洋式などへの便器の取り替え ■ 段差傾斜の解消  
■ 引き戸などへ扉の取り替え ■ 扉の撤去 ■ 前述の改修に伴って必要となる工事